

監査報告(農業環境技術研究所)

独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第19条第4項及び同法第38条第2項の規定並びに独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第70号。以下「整備法」という。)附則第2条第6項の規定¹に基づき、国立研究開発法人農業環境技術研究所(以下「研究所」という。)の平成27事業年度(平成27年4月1日～平成28年3月31日)の業務、事業報告書、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類(案)、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書)及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「機構」という。)の各監事は、平成28年4月1日以降²、監査計画に基づき、研究所の前監事から平成27事業年度期中における監査の内容について引き継ぎ、実査を行った。さらに、不適正な経理処理事案の発生等に鑑み、特にコンプライアンス事案再発防止への取組等を重点監査項目として設定し、機構の役員会その他重要な会議に出席し、機構の理事長、副理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門その他職員(以下「役職員等」という。)から研究所の平成27事業年度における業務の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、研究所の業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。

また、研究所の役員(監事を除く。以下「役員」という。)の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他研究所の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」という。)について、機構の役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、研究所の当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、研究所の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

¹ 整備法附則第2条第6項の規定は、農業環境技術研究所の平成28年3月31日に終わる事業年度に係る通則法第38条により財務諸表等に関し独立行政法人が行わなければならないとされる行為は、農業・食品産業技術総合研究機構が行う旨を定めている。

² 整備法附則第2条第1項の規定において、農業環境技術研究所は、同法の施行の時(平成28年4月1日)において解散し、別の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において農業・食品産業技術総合研究機構が承継する旨を定めている。

II 監査の結果

1 研究所の業務の実施状況についての意見

研究所の業務は、法令等に従い適正に実施され、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。また、平成28年4月1日の4法人統合に向け、機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所及び独立行政法人種苗管理センターと連携を密にし、検討及び準備が進められたものと認める。

2 研究所の内部統制システムの整備及び運用についての意見

(1) 内部統制システムに関する研究所の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

(2) 平成27年4月1日から施行された業務方法書に基づく規程の整備については、概ね対応されている。

(3) プリペイド方式等によるDNA合成製品等の取引及び預け金等の取引による不適正な経理処理がなされている事実が判明し、平成26年12月19日に中間報告、平成27年12月22日に最終報告をそれぞれ公表した。また、関係職員の懲戒処分等を行ったことを平成28年3月18日に公表した。外部委員(弁護士及び公認会計士)を含む調査委員会による調査結果を踏まえ、徹底した再発防止策を講じている。

(4) 平成28年4月1日の4法人統合後は、様々な分野の研究や法的環境が変化しつつある雇用に係る内部統制システムの構築が、重要な課題と認識する。

3 研究所の役員の職務の遂行について

研究所の役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実
は認められない。

4 財務諸表等についての意見

会計監査人「優成監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認める。

5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令に従い、研究所の状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1 給与水準の状況

給与水準については、事務・技術職員及び研究職員のいずれも国家公務員とほぼ同じ水準であり、妥当と認める。平成27年度におけるラスパイレス指数(年齢換算)は、事務・技術職員が102.6、研究職員は102.8である。

2 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況

随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況については、契約監視委員会(外部有識者3名、監事1名)等により必要な点検が行われ、研究所の契約は会計規程等に従って適正に行われていると認める。

3 研究所の長の報酬水準の妥当性

研究所の長の報酬については、給与法指定職俸給表を参考として報酬水準が設定されており、他の国立研究開発法人の長の報酬との比較からも妥当と認める。

4 保有資産の見直し

研究所が保有する土地、建物等については、常時見直しを図り、研究業務を継続する上で効率的な資産保有となるよう推進していると認める。

平成28年6月16日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

監事 小林 栄隆

監事 小林 一也

監事 栗田 淳